



島根県報

平成16年 1月23日 (金)
第 1,540 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

字の区域の廃止 (4 件)	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	12
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	12
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	12
救急病院の指定	(医 療 対 策 課)	13
救急病院の名称の変更	(")	13
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	13
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	13
県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	14
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	14
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	15
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	15
道路の供用開始	(")	17
道路法に基づく境界地の道路管理協定の成立	(")	18
都市計画の決定図書の縦覧 (5 件)	(都 市 計 画 課)	18
都市計画の変更図書の縦覧	(")	20

公 告

公的個人認証サービスにおける島根県認証局及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントの公告	(情 報 政 策 課)	20
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	(経 営 支 援 課)	21

告 示

島根県告示第39号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、大田市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による北三瓶地区県営中山間地域総合整備事業第 1 工区及び第 2 工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市三瓶町多根の字を廃止する区域

字	地	番
神 田	イ104、イ307	
四 通 り	イ166、イ240	
正 原 上 上 ノ 切	イ231の1	
正 原 下 夕	イ232の1、イ232の2	
外 田	イ233の3	
正 原	イ236の1、イ236の2	
石 田	イ237	
西 ノ 田	イ238、イ421の2	
下 正 原	イ239の1	
越 廻 り	イ241、イ241の乙	
曲 り 田 尻 ノ 切	イ377	
上 上 箕 ノ 腰	イ250の1からイ250の3まで	
下 夕 箕 腰	イ251の2	
五 右 上 門 田	イ252の2、イ252の3	
水 落	イ254の2、イ254の3	
柳 田	イ255の1、イ255の2、イ256	
鈍 湫	イ257の1、イ258、イ258の1	
平 岩	イ264の1からイ264の3まで、イ265、イ265の1	
縄 手 湫	イ259、イ259の2	
柿 ノ 木 田	イ262	
二 通 り 田	イ263	
徳 帽 子	イ266	
徳 帽 シ	イ266の1	
棠 保	イ267、イ267の1	
二 通	イ267の2	
中 ノ 切	イ267の3、イ272の1、イ364の1、イ414の1、イ414の5	
鳥 越 尻 ノ 切 レ	イ274の1	
修 善 寺	イ277の3からイ277の6まで、イ277の16	
杉 ノ 本	イ292の2、イ292の4	
堂 ノ 前 上 ノ 切	イ301の1	
堂 ノ 前 向 桁	イ302の1	
土 器 田	イ303の1、イ303の2	
宮 ノ 後 口	イ306	
西 道 田	イ329の1、イ332	
池 ノ 内	イ333、イ334の1	
御 堂 ノ 前	イ339	
中 間 前 田	イ340の2	
油 田	イ342の2	
藤 吉 田	イ343の1	
宮 ノ 前 下 モ ノ 切	イ346の1	
ソ リ 田 下 夕	イ355の1	

三 隅 窪	イ356
石 亀	イ361、イ362
場 用 田	イ363の1
壱 反 穴 徳	イ365の1
金 正 寺	イ366の1
七 反 田 尻 リ	イ368の1、イ368の2
中 村 屋 敷	イ370
屋 敷 田	イ371
曲り田上エノ切	イ376
曲り田上ノ切	イ376の1
曲り田早稲窪	イ390
木ノ下タ上ノ切	イ391
木 下 下 ノ 切	イ392の1
地下作上エノ切	イ393の1、イ393の2
地 下 作 平 ラ	イ394
地下作下モノ切	イ395の1、イ395の2
溝 添	イ399の1
腰 廻 リ	イ400の1からイ400の3まで
曲 り 田 前	イ401の1
小 丸 ノ 本	イ403の1、イ404の1
上 エ 倉	イ405
門 田 上 ノ 切	イ406
門 田 下 タ ノ 切	イ407の2
下 タ 倉	イ408
小 麦 田	イ409の2
下 タ 小 屋 垣 内	イ413の3、イ413の4
漆 ノ 木 田	イ415、イ415の1
井手ノ下隠居田	イ416
汐 田 上 エ ノ 切	イ417
汐 田 下 タ ノ 切	イ418
鎌 之 助	イ419の1、イ419の2
狭 間	イ420、イ665の1、イ665の2、イ665の5
深 山 口 前 田	イ452の1
上 エ 松	イ460
木ノ下下ノ切	イ392の2
堺 田	イ461
下 タ 松	イ462
清 治 田	イ464
ソ リ 田	イ465
雨 ノ 宮 下 タ	イ497
雨 ノ 宮 尻 ノ 切	イ498
雨 ノ 宮 中	イ499

雨ノ宮	イ500の1からイ500の3まで
雨ノ宮神田	イ508
坂根前田	イ519
雨ノ宮門田	イ520の2、イ520の3
高林坊	イ686の1、イ686の2
高林庵	イ687、イ688の1
井戸尻リ	イ689の2、イ689の3、イ689の6
屋敷	イ309
曲り田屋敷	イ389の2
道田	イ330
昆砂門畑	イ331
中間畑	イ335の1、イ335の2
榎木	イ369の2
柳田下夕	イ507
高下田	イ509
竹ノ下夕	イ275
垣添	イ235の1
清水尻リ	イ312の1
榎本	イ369の1
大ユ田	イ463
坂根下モ古屋舗	イ516
中ノ堀	イ336
上小丸屋舗	イ447の1
徳ボレ	イ275の1
先四反田	イ164
前原田大久保上エ	イ170の1、イ170の2
三反田腰廻リ	イ171
上エ三反田	イ173の1からイ173の3まで
三反田屋敷	イ174の1
馬ノ上	イ163
四反田	イ168の1
原田前田	イ128の1、イ128の3
前田	イ572の1、イ572の3からイ572の5まで
本戸後口政所	イ637の1
六百田	イ641
百前	イ647
多郎兵衛田	イ626
政所湫田	イ632
井手ノ上	イ99の2
掲示畑	イ105の1
大久保田	イ108の1
中谷松ノ本	イ138の1、イ138の2

中谷上エノ切	イ139
竹ノ下	イ664の1
前原田大久保	イ169の1
新尺	イ187
聖岩	イ165
大歳	イ192
殿垣内	イ193
上エ榎本田	イ206
榎田前	イ207、イ207の1
井ノ尻	イ189の1
上エ長迫	イ648の1、イ648の2
長迫湫田	イ649の1
墓ノ田階シ	イ653の1
万立	イ672
上万立	イ677
中万立	イ678
下万立	イ679
小丸本	イ659
下タ墓田	イ660の2
上ソリ田	イ666
下ソリ田	イ671
下ソリ大窪	イ646の1
小笹下ノ切	イ599の2、イ599の4からイ599の6まで
中吉屋後口	イ601の1
中谷大窪	イ140
中谷壱ツ窪	イ141
古寺	イ142の1
城ノ本	イ636の1
清九田	イ642の1
中ソリ	イ643の1
小笹上ミノ切	イ602
三段田屋敷	イ174の2
大畑ケ	イ114の1、イ114の4
大畑	イ114の2、イ114の5
大堀田上エノ切	イ116
田邊り忠太郎屋シキ	イ117の1
田辺り忠太郎屋敷	イ117の2
大堀田下夕	イ118の1、イ118の2、イ120
大堀田上エ	イ119
上松ノ前	イ137
谷川	イ208
井ノ尻	イ189

下 夕 三 段 田	イ172
家 ノ 前	□277の1、□277の2
下 神 田	□250
奥 分	□251、□279
ザ ツ コ 谷	□288
畑 買	□289、□289の1、□290
神 田	□249の2
中 ノ 切 レ	□259の2、□259の3
四 通 リ ノ 上 エ	□267
四 通 下 夕	□268
早 稻 田	□270
田 尻 迫	□286
門 田	□253
角 田	□254
内 廻 り	□258の1
半 ノ 田	□266
田 向 門 田	□278
尻 ノ 切	□269
田 尻 上 エ	□283、□283の1
田 尻 ノ 下 夕	□284
才 坂 槇	□285
畑 買 上 ミ	□292
寺 迫	□52の1、□52の2
口 ノ 切 レ	□261の甲
湫 田 下 夕	□265、□265の1
屋 敷	□275の2
畑 買 中 カ	□293
亀 迫	□226の2
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	

(ただし上記地番は、平成15年9月1日現在のものである。)

島根県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大田市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による北三瓶地区県営中山間地域総合整備事業第3工区、第4工区及び第5工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市山口町山口の字を廃止する区域

字	地	番
葛籠畑	185、191、192、185の続1、185の続2、186、186の1、186の2、186の続1、193の2、193の5	
葛籠畑	193の1、193の3、193の4、193の8から193の12まで、193の続1	
川原田	194	
川原田木戸道ヨリ上ミ	195の1から195の3まで	
脇田	196、196の1	
川原田木戸道ヨリ下モ	200の1から200の3まで	
習イ作り	201の1から201の3まで、201の3、201の続1	
習作り	201の続2	
堅田五々路	202の1から202の8まで	
中村	203、248	
中狭	204、204の1、206の1、206の2、207の1、207の2、208の1、209	
外原	210、211の1、211の2	
外原上工	212の1、212の2	
外原上工	212の3、212の4	
以後田	213、213の続1	
水口	214	
石田	215、215の1、215の続1、215の続2	
立石	219の1、219の5、219の7、219の8	
森ノ上	223、224の1	
井手畑	251	
大久保田	244の1、244の2	
森ノ下	245、247	
深田五々路	249	
城ケ市	250の1、258、279の1、279の2	
清水尻	257	
庭畑	367	
根堀	275の2、275の4、278	
治平田	280、280の2	
細田	283の1から283の4、283の続1、284	
八月田	285の1、285の2	
引地川原	286	
杭田	287、288	
川原	289、289の1、313の1から313の7まで	
垣ノ内	308、308の1	
茂ヨシ向	309、309の1	
四百田	310	
清九郎田	311	
中ノ屋	313の続1	

北ノ台井手ノ下夕	314の1
井 手 下 夕	314の続1
井ノ台井手下夕	314の2から314の5まで
中 挟	315
中 深 ケ	316
馬 庭	317、318
北 神 田	319
神 田	320の1、320の3、320の4、320の続1から320の続3まで
神 田	320の2
田 楽 田	323の1、323の2
田 楽 田 下 モ	324、324の続1、324の続2
柳 田	329の1、329の2、330の1から330の4まで
山 守 田	331
三 百 前	332
殿 田	333、333の1
石 ケ 坪	343、343の1
名 主	344、344の1、345
エ シ ャ ヲ	346、354
三 百 ヲ ン 田	347の1、347の2
北 台 畑 堀	348、348の1
北 ノ 台	349の1、349の続1、352、352の1
次 郎 四 田	350の1から350の3まで
長 通 し	351の1、351の2
ソ リ 田	353
原 屋	355、1581
横 引	356の1
旧 番 所 向	357の1から357の5まで
山 根 上 ミ	358、358の1、358の2、358の4、358の5、358の続1
山 根	361の2、362、362の1から362の4まで
引 地 渡 下 モ	363の1から363の3まで
引 地 渡 り 上 ミ	370、370の続1
下 夕 阿 土	371
阿 土	374、375、375の1
雨 待	379
増 ノ ヤ	380、380の1、380の続1、381の1、381の2
増 ノ 屋	381の続1
前 田	381の続2、383、383の1、383の2
引 地 下 夕	384の1、384の4
松 原	387の1、388、388の続1
代 宮 家 前	1193の1、1193の3、1193の4
宮 ノ 前	1200の2、1201、1201の1、1202、1202の1、1202の3
馬 場	1203の3、1204、1204の1

古殿道ヨリ下夕	342
原屋廻り	365、365の1
道ノ上	366
葛籠畑下ノ切レ	193の続2
福田屋	368、368の1、368の続2、369
神田廻	382の2
切通し	364
塚田	427の1から427の3まで、427の続2、430の続1、433の3、437の1、1280の1、1280の2
新柄	867の3、867の4、868、918、918の続1
堂	827の1から827の4まで、827の9、828の1
高畔	402、402の1
落合	563の2、563の続2、563の3、563の5、565、566の1、567、618の1、618の3
横前	630の1、631、631の1、633、634、635の1、635の2、635の4から635の6まで、639、639の1
長通シ	410、416、416の1、617の2、617の3
高瀬下夕	453の1
代ノ田	454の1
砂田下モ	468の7
千原基中ノ切	395の1、395の続2
庭田	397、415
千原基	393、393の1
待日	636、636の1、636の2
橋ヶ原前	780の1、780の3、780の6から780の8まで
後塚田	433、433の1、433の2、434
塚田下モ	436、436の1
宮原	413、414の1、414の続1、414の2、417、417の続1、418の1、418の2
家ノ上ミ	411の1、411の2、411の続1
三室	405、406、406の1、406の続1、421、421の続2
家ノ下モ	466、467、467の1
家ノ下夕	467の続1
砂田	468の1、468の5、468の11、836の1
菖蒲廻	823、824、824の1、825、826の2
千原坂中	390、391の1から391の3まで、391の続1
菖蒲迫	820、826の1
新柄上ノ切	913
堀川	403、403の1
三室下ノ切	407、407の1、407の続1、408、409、409の1
伴ノ木	837の1
右京垣内	469、469の1、470の1、471の3、472、472の1、472の続1、473の1
百田下モ	795の2
持迫	396の1、396の3
高畦	401の1、401の4

高瀬	447の1、447の続2、448、448の1、448の続1、448の続2、449、451、451の1、451の2、452、453の続1、453の続2
釣ナシ上ミ	617の続1
樋ノ詰	1129の1、1129の2、1129の続1
町頭	1136の1
千原	389、1268の1、1268の2の一部、1268の3、1268の続1
天光	404
大曲り	1088の続1、1088の2から1088の5まで、1089の1、1089の2
水脇	438の2、439の続1、444の1、444の続1、444の3
水脇上エ	443の1
藤芋	445の1
藤芋下夕	446の1
生蒲廻	825の1
築地	829、829の1
上ノ屋	621、621の1
渡り屋	640、640の1から640の3まで、641の1から641の3まで
孫右衛門田	1090、1090の1
杉ノ本	1091の1から1091の4まで
丸山	1081の7、1081の8、1085、1086、1092の1、1092の3
八斗窪	1087の1
塚田庭	428
木村屋	1081の1、1081の6
砂田上へ	836の3
三反田向	478の6
廣谷代ノ田	458、459の1、459の2
廣谷	464、466の続1
廣谷庭田	465
落合	625、625の1、626の1、627の3
小橋谷	1341の1、1341の5から1341の8まで
大イ谷	488、489、489の1、490、492、493の続1、504
大江谷	493、493の1、493の2
東平	1324の7、1324の8
明戸池	569の1から569の9まで、569の14、572の3
宮ノ谷尻	558の3、558の4、559の1、560の1、561の1、562、562の1、562の3
木戸道下モ	573の1、573の続2、573の3、573の6、576の続1、576の続2
新納家	576、577、577の1から577の3まで、578の1、578の2、579の4、579の8
キジ田	580、580の1、581、581の1、582
キジ田下モ	581の続1、581の続2
弓作り	532、532の1
元屋敷	533の1、533の2
家ノ前	552の3
新納屋	579の1

口ノ切田	585の2、585の3、586の2
宮谷尻	558の1、559の3、559の4
輪岸下モ	583、583の続1、584、584の1、584の続1
新田	592、593
沖ノ貳斗蒔	587の1
沖屋	590の続1、590の続2、590の3、591の2、591の3
抜田	593の1から593の3まで
大江上ミ	588、589の1
大上	588の続2
藤木頭	1321の1、1321の2、1321の4
大上ミ	588の続1
明戸池上江ノ以後	570の続1
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	

(ただし上記地番は、平成15年10月15日現在のものである。)

島根県告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大田市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による北三瓶地区県営中山間地域総合整備事業第4工区の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市山口町佐津目の字を廃止する区域

字	地 番
田原	14の1から14の6まで、15の1、15の2、16の1、16の2、17、18の続1、18の7から18の9まで、19、19の1、1037の1、1037の2
大年	54の2、55の2
矢城	54の続1
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	

(ただし上記地番は、平成15年10月15日現在のものである。)

島根県告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡津和野町大字中山の字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
大 字 中 山	大字中山の区域内のすべて

島根県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 三浦医院	八束郡東出雲町揖屋町1178番地 6	平成16年1月1日
医療法人ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田785番地 1	平成16年1月1日

島根県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三浦医院	八束郡東出雲町揖屋町1178番地 6	平成15年12月31日
ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田785番地 1	平成15年12月31日
西島歯科医院	浜田市京町36 2	平成15年11月20日

島根県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 仁風会	松江市大庭町1460 3	居宅介護支援事業	医療法人 仁風会 八雲病院	松江市大庭町1460 3	平成16年 1月8日
医療法人 仁風会	松江市大庭町1460 3	痴呆対応型共同生活介護	医療法人 仁風会 雲陽の里	松江市大庭町1459 1	平成16年 1月8日

島根県告示第46号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院に該当すると認めためたので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
隠岐病院	隠岐郡西郷町大字城北町355番地	平成14年 9月 1日から 平成17年 8月31日まで
津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口141番地	平成15年 6月 1日から 平成18年 5月31日まで

島根県告示第47号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、名称の変更があったので告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

旧 名 称	新 名 称
島根医科大学医学部附属病院	島根大学医学部附属病院

島根県告示第48号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江一畑タクシー株式会社	訪問介護	松江一畑タクシー株式会社 指定訪問介護事業所	松江市上東川津町1238番地	平成16年 1月10日

島根県告示第49号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
村野 健兒	内科	村野医院	益田市下本郷町61 1	平成15年12月25日
阿部 泰昌	リハビリテーション科	玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町1 2	同上
堀 浩太郎	内科 消化器科 小児科	堀内科胃腸科医院	松江市大正町445 2	同上

島根県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、熊萱地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条代6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。
平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
熊萱地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
木次町役場及び三刀屋町役場

島根県告示第51号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
簸川郡佐田町大字宮内字佐田795、字佐田ノ奥1725、1728 1、1728 2、1729 1、1729 2、1730内1、1730 2、1731、1731内1、1732から1734まで、1734内1、1735、1736 1から1736 4まで、1737、字佐田ノ上1726 1、1726 5から1726 18まで、1726 20から1726 27、1746、字奥床原1727 3から1727 9まで、1727 11
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第52号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字朝原字カワラゲ畑1535 1、大字毛津字西山625 2、625 3、大字八幡原字川南大タズ929 1929
6、大字反辺字横貝2563 20、2563 21、大字東村字三ツ子山1122 8、1122 9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第53号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年 9月 7日農林水産省告示第1384号、平成11年 1月14日農林水産省告示第50号（二に限る。）、平成11年10月28日農林水産省告示第1377号、平成13年 5月25日島根県告示第408号（一に限る。）、平成13年 5月25日島根県告示第409号（二に限る。）、平成14年 2月22日島根県告示第202号、平成14年 2月22日島根県告示第203号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第54号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	松江鹿島美保関線	八束郡美保関町大字千酌1479番1地先から同大字1297番8地先まで	前	メートル 8.00～ 24.00	メートル 140.00	松江土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	15.00～ 28.00	140.00	
"	浜田作木線	邑智郡石見町大字矢上2269番地先から同大字6832番1地先まで	前	5.00～ 21.00	297.0	"
			後	17.00～ 39.00	264.00	"
		邑智郡石見町大字矢上6832番1地先から同大字6824番2地先まで	前 A	7.00～ 27.00	313.00	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			後 A	7.00～ 27.00	313.00	
		B	19.00～ 55.00	188.00		
		前	8.00～ 21.00	217.00		
		邑智郡石見町大字矢上6824番2地先から同大字6815番5地先	後	10.00～ 55.00	213.00	拡幅
			川本大家線	邑智郡川本町大字湯谷835番1地先から同地番先まで	前	4.00～ 8.00
後	4.00～ 12.00	92.00				
邑智郡川本町大字湯谷833番1地先から同大字1145番3地先まで	前	4.00～ 10.00		140.00		
	後	4.00～ 15.00		140.00		
邑智郡川本町大字湯谷825番1地先から同大字806番3地先まで	前	3.50～ 5.00		120.00		
	後	3.50～ 17.00		120.00		
"	日貫川本線	邑智郡桜江町大字鹿賀562番地先から同大字351番4地先まで	前	6.00～ 7.00	264.50	"
			後	6.00～ 29.00	264.50	"
"	益田種三隅線	那賀郡三隅町大字湊浦794番2地先から同町大字西河内257番2地先まで	前	10.00～ 37.00	90.00	浜田土木建築事務所 " 減幅 不用物件発生
			後	8.00～ 19.00	90.00	

"	鹿野六日市線	鹿足郡六日市町大字立戸67番地 1 先から同大字72番 5 地先まで	前	13.20 ~ 81.00	24.40	津和野土木事務所	"
			後	12.80 ~ 44.00	24.40		不用物件発生
"	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字大久字小坂23番 1 地先から同字24番 7 地先まで	前	6.50 ~ 39.00	146.00	隠岐支庁	"
			後	22.00 ~ 39.00	146.00		拡幅
"	西郷都万五箇線	隠岐郡都万村大字都万中里2027番 7 地先から同大字字屋内原2012番 3 地先まで	前	12.00 ~ 31.00	137.00	隠岐支庁	"
			後	12.00 ~ 18.00	134.00		減幅 一部村道移管 一部不用物件発生
		同上	前	13.00 ~ 29.00	105.00	"	
			後	13.00 ~ 18.00	94.00	村道移管	

島根県告示第55号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	431号	平田市国富町字大向796番 5 地先から同字808番 2 地先まで	メートル 125.00	平成16年 1月23日	出雲土木建築事務所	
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町小束1816番 3 地先から同字1822番 3 地先まで	128.00	平成16年 2月 1日	松江土木建築事務所	
"	松江鹿島美保関線	八束郡美保関町大字千酌1479番 1 地先から同大字1297番 8 地先まで	140.00	"	"	
"	出雲市停車場線	出雲市今市町字中町704番 1 地先から同町字藤ヶ森980番 2 地先まで	182.00	平成16年 1月23日	出雲土木建築事務所	
"	日貫川本線	邑智郡桜江町大字鹿賀562番地先から同大字351番 4 地先まで	264.50	"	川本土木建築事務所	
"	東仙道津田停車場線	益田市大草町511番 3 地先から同町518番 3 地先まで	116.00	"	益田土木建築事務所	
"	柿木山口線	鹿足郡柿木村大字椏谷字長太屋敷道下353番 1 地先から同大字字道沖769番 1 地先まで	400.00	"	津和野土木事務所	

〃	西郷都万五箇線	隠岐郡都万村大字津戸字チラジ口1537番1地先から同大字字堂ノ鼻1431番2地先まで	622.00	〃	隠岐支庁	
〃	海士島線	隠岐郡海士町大字福井1959番地先から同大字1958番1地先まで	120.00	〃	〃	

島根県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄田信義

1 道路の種類及び路線名

県道瑞穂高宮線

2 道路の区間

広島県高田郡美土里町大字生田字川下207番地先から

島根県邑智郡羽須美村大字上田3445番12地先まで（以下「協定対象区間」という。）

3 関係道路管理者の氏名及び住所

広島県 代表者 広島県知事 藤田雄山

広島県広島市中区基町10番52地

4 管理の方法

(1) 協定対象区間のうち、島根県邑智郡羽須美村大字戸河内3074番2地先から起点側は島根県（以下「甲」という。）が管理し、同地先から終点側は広島県（以下「乙」という。）管理する。

(2) (1)による管理は、協定を締結した日から行う。

(3) (2)による甲又は乙がその区域外にわたって道路を管理する場合において、これらの者が本来の道路管理者に代わって行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げるもの以外のものとする。

島根県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

松江圏都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
出雲都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
平田都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
平田都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
江津都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
江津都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
益田都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
益田都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市西川津町、法吉町、国屋町、平成町
安来市黒井田町
八束郡東出雲町大字出雲郷、揖屋町及び下意東
八束郡玉湯町大字湯町地内
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく公的個人認証サービスにおける島根県認証局及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書（以下「自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成16年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

公的個人認証サービスにおける島根県認証局及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

なお、同表中sha1又はmd5により算出したフィンガープリントは、それぞれ40桁又は32桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組み合わせで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

認 証 局	ハッシュ関数	フィンガープリント
島根県認証局	sha1	69DDE3422EAE7DE68720A3E9968E572AD831DD8A
	md5	343C9249114E03F40293AF22037F770A
公的個人認証サービスブリッジ認証局	sha1	2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB
	md5	28EDE6FC0762B61EF61C3E70079A0FD1

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第 3 条第 5 号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成16年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

番号	名 称	住 所	指定年月日
15 1	株式会社原徳チェーン本部	島根県安来市赤江町1448 1	平成16年 1月13日
15 2	株式会社たんぼ原徳	島根県安来市赤江町1448 1	平成16年 1月13日

